

## 令和7年度 長井市地域おこし協力隊『地域活性化事業（企画提案型）』募集要項

長井市は山形県南部に位置し、東西に朝日山系と出羽丘陵、南北に貫流する最上川沿いに町並みが形成された「水と緑と花のまち」です。江戸時代には最上川の舟運により商人町として栄え、豊富な水資源と歴史的建造物が現存する町並みは、平成30年2月に「最上川上流域における長井の町場景観」として国の重要文化的景観に選定されました。

また、“ものづくりのまち”として基盤技術の集積がある当市は、競技用けん玉生産量日本一を誇っており、令和2年9月にはけん玉を「市技」として定める条例を制定し、市民一体でけん玉によるまちづくりの普及推進に取り組んでいます。

しかし、近年の全国的な少子高齢化及び人口減少は、本市においても深刻で、昭和30年には36,569人だった人口が、令和2年には26,543人と大幅に減少し、地域の担い手となる人材の確保が大きな課題となっています。

このことから、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を支援しながら地域力の維持・強化及び地域の活性化を図ることを目的に、以下により「長井市地域おこし協力隊」を募集します。

### 1 募集人員

若干名

### 2 活動内容

協力隊の活動は、別に定める「長井市地域おこし協力隊設置規則」を基本とし、枠にとらわれず、自らの経験やスキルを活かし、地域資源を活かしたまちづくりや地域の活性化に関する企画提案を行いながら、地域住民と連携して活動に取り組んでいただきます。以下の地域活動のキーワードから、地域を元気にしたい、夢を叶えたいという皆さんの力とアイデアをお待ちしています。

【地域活動のキーワード】※以下、想定される活動の一例。

- ▶小さな拠点（コミュニティセンター）の活性化  
地域住民の集う場所として、新たな取り組みや施設機能の充実に係る企画提案・実施等に関すること
- ▶関係人口の創出  
関係人口の案内所として機能するまちなか交流施設の運営に関すること、関係人口創出に係る企画提案・実施に関すること
- ▶花のまち長井を実現するまちづくり  
あやめ、つつじ、桜を資源にした街歩きやガーデニングを活かした景観づくり、花のまち長井の特色を活かしたまちづくりに係る企画提案・実施に関すること
- ▶文化的景観・舟運文化を活かしたまちづくり  
往時を継承する商家郡、蔵、地割、水路など最上川舟運の流通・往来に由来する町場景観や長井に残る文化財を活かしたミニ美術館の運営など、文化、アートを活かしたまちづくりに係る企画提案・実施に関すること

※ここに記載のない新たな提案も大歓迎です。

### 3 募集対象

下記（1）～（7）の全ての要件を満たす方

- （1）申込時点で年齢20歳以上の方（性別は問わない）

(2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、長井市地域おこし協力隊として任用後に長井市に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方

※地域要件（三大都市圏をはじめとする都市地域等）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法及び半島振興法に指定された地域以外の地域。

※他市町村において地域おこし協力隊であった方（地域おこし協力活動を2年以上経験かつ解嘱から1年以内の場合）、JETプログラムを終了した方（JET参加者として2年以上活動かつ終了から1年以内の場合）、海外在住の方については、転出地の地域要件なし。

- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲があり、地域住民とコミュニケーションを図りながら、地域活動に積極的に取り組むことができる方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方
- (7) 任期終了後も、市内を拠点とした活動関連の起業（※補助金制度あり。）や協力隊の活動経験を活かした就業などにより、当市に定住する意向・意欲をお持ちの方

#### 4 勤務地

長井市内

※活動拠点は、応募者の活動内容によって決定します。（長井市役所、日本・アルカディア・ネットワーク株式会社、やまがたアルカディア観光局 等）

#### 5 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの週5日（1週間当たり35時間及び1日当たり7時間を超えない範囲内）を基本とします。（※活動時間帯は、活動内容によって変動します。）

#### 6 雇用形態

提案内容とのマッチングにより、以下のいずれかの雇用形態となります。

- (1) 地方公務員法上第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用。
- (2) 外部受入団体の職員として雇用され、長井市長が長井市地域おこし協力隊として委嘱。

#### 7 任用又は委嘱期間

任用又は委嘱の日（※令和7年4月1日以降の日付で協議の上決定）から令和8年3月31日までとします。ただし、従前の活動実績等を踏まえて、年度ごとに更新します。

（※通算活動期間は最長3年。）

#### 8 報酬

月額218,490円

（※その他、期末勤勉手当が支給されます。別途、住居・車両費用への支援があります。）

#### 9 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2) 活動経費として、以下の活動に要する経費を予算の範囲内で支給します。  
（契約等の手続きについては、必要に応じて個人で対応いただく場合があります。）
- ①活動期間中の住居に関する費用（家賃、保険料等）。
- ※ただし、転居に係る費用、生活備品、光熱水費等は個人負担とします。
- ②活動に使用する車両に関する費用（リース料、燃料費等）。

③その他、活動に要する経費（旅費、消耗品費、研修会参加費、資格取得費用 等）。

## 1 0 応募方法

### (1) 応募受付

郵送により随時受け付けます。

### (2) 提出書類

①長井市地域おこし協力隊応募用紙

※市ホームページからダウンロード可能。顔写真を必ず添付してください。

※自己PR欄には、応募の動機・意気込み・活動に活かしたい経験や強み等を記入してください。

②住民票の写し（募集開始日以降に取得したもの。）

③運転免許証の写し

④協力隊として取り組みたい内容についての企画提案書（自由様式）

### (3) 問合せ・郵送先

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

長井市役所 地域づくり推進課地域づくり支援室

電話：0238-82-8005

メール：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp

## 1 1 選考

### (1) 第1次選考

書類選考を行います。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

### (3) 最終結果の報告

最終結果報告は、面接後10日以内に文書で通知します。

### (4) その他

・選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。